

知恩院「二十七世」燈誉上人管見

——特に紫衣被着に關して——

中 井 真 孝

はじめに

中世の知恩院は、浄土宗の総本山として宗派の頂点に立つ今日の当院からはとうてい想像もつかないほど寥々たる存在であつて、一宗の門葉こぞつて景仰する宗祖の御廟所たる性格を一步も出なかつた。知恩院が朝廷の權威と幕府の権力を背景に浄土宗の総本山たる寺格を確立する道程は、決して平坦な道ではなかつたと思われる。いま述べようとする「二十七世」燈誉上人はいわゆる一日任職であり、これは知恩院の發展史に取られた極めてまれな措置といわざるをえない。従来あまり知られていなかった史実を紹介してみよう。

一 今岡・伊藤兩氏の論争

さて、『華頂要略』門主伝二十三に、

当院住持職事、任当住附与之旨、專興隆、応先例、可被着紫衣之由、

青蓮院二品親王御氣色所候也、仍執達如件、

知恩院「二十七世」燈誉上人管見

天文十三年正月廿五日

知恩院燈誉上人御坊

法橋判奉

という尊鎮法親王令旨を収載している。ところが、『華頂誌要』など現行の知恩院世代には「燈誉」なる人物は見当たらず、天文十三年は第二十七世徳誉光然の在任期間（享祿之初〜天文二十三年）にあって、齟齬をきたす。『華頂要略』にはこの令旨の後に、

右令旨事、先規文言相定之處、今度自知恩院案文到来之間、其分ニ調遣之、異先例之条、雖為思案、懇望候条、不及是非者也、

と付記している。令旨の文言は先例に異なるが、知恩院の懇望では非なく案文のままに出したといい、問題は複雑になってくる。この燈誉を知恩院歴代に入れるべきかどうかに関して、大正四、五年のころ、今岡達音（松庵）氏と伊藤祐晃氏の間で論争があった。今岡氏は、

此令旨は、知恩院末の一僧を遇するに、知恩院の一日住持格を以てし、紫衣を被着し、興隆を専らにせしむる者にして、違例特色の令旨なり。拜受者燈誉の功績に、出色無比なる者ありしを知るべし。

と、燈誉を歴代に入れない「一日住持格」説を提起した。^①ところが、伊藤氏は、

知恩院世代中第廿七世燈誉上人の事を、知恩院の一日住持格を以てし云々と謂はれたが、青蓮院文書の異先例之条、雖為思案云々の文を以て直に一日住持格と断定する事は恐くは早急ではない歟。

と反論した。^②そこで、今岡氏は、

一日住持格の所見如何との御詰問であるが、「当住附与の旨に任て」とあり、「是違先例之条」とあるから、知恩院の当住が、当住外の燈誉に、何等かの特権を附与し、粟田門主の允可を得んと申請せるを知るべし。而して「是れ先例に違ふ」とあるから、特出の違例と見るべしである。故に僕は、之を一日住持格と看做す次第である。

と応答している。^⑤ 論点は、尊鎮法親王令旨の「先例に異なる」という語句をどう理解するかに係り、それぞれ自説強化の史料紹介と相手への論駁が続く。

伊藤氏は、「先例に異なる」を、これまでの令旨は『華頂要略』中にもあるとおり、住持職とか紫衣被着とか再建とかの許可状で、いつも別々に青蓮院門主よりたまわる慣例であるのに、今回はじめて住持職と紫衣被着の許可が同時になされたと解した上で、『浄土略名目図』の、

夫名目図者、去永正着雍執徐雖鏤梓、遭世乱離灰燼、爰先師肇誉上人缺三十三回之忌辰而、為報恩攸重刊已矣、
遺弟比丘洛陽東山知恩第廿七世主翁燈誉八十一載書、

于時天文二十一年壬子南呂望日

とある刊記をもつて、燈誉は天文十三年から少なくとも同二十一年まで知恩院第二十七世として住職の地位にあったと主張したのである。^④ 伊藤氏のあげた反証は有力で、『浄土略名目図』の刊記に明記する「知恩第廿七世」燈誉の存在は無視しがたく、後述のように知恩院の世代は第三十世満誉尊照あたりまで一代のずれが古記録に徴せられるところから、伊藤説は今岡説より幾分か正しいように思われた。

そこで、今岡氏は燈誉ゆかりの和泉の諸寺へ照会し、佐野の上善寺所蔵の、

態令啓候、抑鼻祖大師三十三回忌当日之唱導御執行候事、冥感之至候哉、就其紫衣着用之仮執 奏之處、無別儀領 勅許、被遂参 内、剩以当院住持職之儀、被表入院儀式事、前代未聞規模、末世亦不可有比類候歟、仍而硯一面端溪石、同一軸尊門親王御詠草送献候、万端時今法然寺申合候条、不能委悉候、恐懼謹言、

仲春念九

徳誉

旭蓮社燈誉上人

侍者御中

という書状を引き、燈管が法然上人三百三十三回忌にあたり、紫衣を被着して当日唱導師を勤め、参内を遂げ、知恩院住持職の入院儀式を行なって、帰国の後に徳管から慰問の書状を寄せられたのは、燈管の唱導が一日住持格たることを証するものだと言じた。⁵⁾

両氏の論争は、じつは寛文元年に百万遍知恩寺が焼失し、寺町から現在地へ移転したことに關して、その原因が知恩寺の失火か、禁裏からの類焼かをめぐって起きた論争から派生したものであるが、燈管についていえば、今岡説は上善寺蔵の徳管書状を、伊藤説は天文二十一年版『浄土略名目図』の刊記を、それぞれの動かしがたい根拠とした立論だけに、一種の水掛け論であったようで、どう決着したかは寡聞にして知らない。昭和十二年刊行の『知恩院史』には燈管のことに何ら言及していないのである。⁶⁾ 昭和十六年刊行の藤本了泰編『浄土宗大年表』は、天文十三年条には燈管に關する記事がなく、同二十一年条には「八月十五日 知恩院（廿七世）燈管、了管撰浄土略名目図を板行す（長野市寛慶寺同本識語）」と記している。

二 燈管の千部経執行

知恩院「二十七世」燈管のことを明らかにするために、宗内外の二、三の史料を加えてみよう。元禄九年の「浄土宗寺院由緒書」によると、泉州南郡春木村の西福寺は「重蓮社燈管上人然公大和尚」が天文年中に今の地に引移したもので、燈管に關して、

燈管上人之事、於泉州之中多寺被致造管候、所謂堺旭蓮社・春木西福寺・同末寺大沢転法輪寺、此三箇寺者燈管上人中興造管、佐野村上善寺・阿間河村極楽寺、此二ヶ寺燈管上人開基ニ而御座候、（中略）燈管上人泉州弘通之後、撰州太田村与申所ニ至、安養寺開基、即於其地永禄二己未年二月晦日、行年八十八歳而遷化之由申伝候、と特筆し、ただ遷化と行年は、撰州河辺郡釜野村の安養寺では「開山重蓮社燈管上人主翁和尚、生国三州、遷化永禄

庚申天五月晦日、行年八十九歳」とし、泉州日根郡佐野村の上善寺では「開山重蓮社燈管良然上人」の遷化は「弘治二年二月晦日、寿八十五歳」とし、泉州南郡阿間河谷の極楽寺では遷化を「永祿二己未年二月晦日」とするも、「或弘治二年丙辰化」の異説を注記している。天文年間に堺の旭蓮社、春木の西福寺、大沢の転法輪寺を中興し、佐野の上善寺、阿間河の極楽寺を開基し、笠野の安養寺に隱退した燈管は、重蓮社・主翁・良然（もしくはは然公）とも号したが、その遷化は弘治二年八十五歳、永祿二年八十八歳、同三年八十九歳の三説が行なわれていた。遷化年次の確定は困難であるが、その主翁なる法号と年齢とは天文二十一年版『浄土略名目図』の刊記に吻合するから、同一人物とみなして差し支えないと思われる。

さて問題は、この燈管が天文十三年正月二十五日の時点で尊鎮法親王令旨にいう「知恩院燈管上人」に該当するかどうかである。『後奈良天皇宸記』の天文十三年正月二十八日条に、

知恩院当任参、対面、湯瓶一對、檀紙代百疋、進上、堺者也、著紫衣、此事言語道断曲事、不為対面之由、内々覚悟之処、先皇御免之由申而、当任マテ兩代著之、其前者一代不著、然者一向旁以新儀也、雖然先年此等事、以外之有子細者先堪忍事也、追而可為思案也、

とある。参内して後奈良天皇に拝謁した「知恩院当任」が堺のものだというから、燈管を指すことは明白であろう。しかし、同じ日の『御湯殿日記』の記事に、

ちおん院御れい申さるゝ、このたひ千ふのきやうにつきて、一日ちうちもちたるちやうろうつれてまいらるゝ、御たいめんあり、すゝの物一つい、ひき十てう、御かうはこの代百疋まいる、

と見える。燈管のことを「千部の経につきて一日住持もちたる長老」というのである。それではこの燈管を天皇のもとへ「連れて参」ったのは誰か。仲春念九の日付で「旭蓮社燈管上人」に宛てて書状（前掲）をつかわした徳管に他ならない。すなわち「知恩院燈管上人」が一日住職であったことは否定すべくもないのである。そして千部の経とは、

『石山本願寺日記』の天文十二年十二月四日条に、

「從知恩院就誕生、以書狀有音信也、使法然寺也、法然上人三百卅三回相当、来正月之間十晝夜、浄土千部経執行之間、可預奉加之由被申之、

とあり、宗祖法然上人の三百三十三回忌に執行した「浄土千部経」のことであった。

以上によって判明したところは、天文十三年正月、知恩院は法然上人三百三十三回忌に当たり十日間の浄土千部経を執行したこと、その結願（御忌の当日）の導師をつとめた燈誉は知恩院の一日住職となつて紫衣を被着したことがある。ところが、一日住職といえども、燈誉は天文二十一年八月、先師肇誉三十三回忌報恩のため『浄土略名目図』を重刊した際に「洛陽知恩第廿七世」と記し、みづから知恩院二十七世を称している。これもまた抹消できない事実である。

三 知恩院の世代

前述したように、知恩院の現行世代では二十七世は徳誉光然である。この矛盾をどう解くべきであろうか。いったい知恩院の世代は、江戸初期の満誉尊照の時代に整えられたらしく、古記録や古文書によると、少なくとも二十二世周誉珠琳から二十八世浩誉聡補まで、それぞれ一代ずつ若くした世代であったことが確認されている。^⑧たとえば、現行二十二世の周誉珠琳は、知恩院御影堂の法然上人像修復銘に「文明十六甲辰年三月日 于時住持当院廿一代棟蓮社周誉（花押）」、新知恩院蔵の永享版『選択集』奥書に「于時長享三酉_己 稔六月廿五日、東山大谷知恩院廿一代住持周誉（花押）」などと明記するごとく、実際は二十一世であった。つぎの現行二十三世の勢誉愚底は、大樹寺蔵の勢誉上人画像の題賛に「知恩二十二代 成道大樹開山 勢誉上人真影 永正十三丙子年四月十一日」とあり、これまた実のところ二十二世であった。

ところで、百万遍知恩寺蔵の『授菩薩戒儀則』は、奥書に「于時明応九庚申稔霜月十三日 東山大谷知恩院廿一代住持棟蓮社周誉（花押）」とあって、周誉自筆にかかるものだが、「依伝誉所望加裏書了、知恩院廿二代住持真誉（花押）」という裏書をもつ。この裏書は明応九年より少し時代が降りたころに加えられたと考えられ、「知恩院廿二代」を称するこの真誉は、現行世代には見えないが、知恩院蔵の法然上人画像の裏書に「右此御影者隆信卿筆、知恩院十三代住持助阿上人多年安置御影也、然今日周誉上人令相伝者也、以表倍衣修復之序記之処也、真誉（花押）」ともあるので、周誉の後をついで知恩院の二十二世となった可能性はなくもない。そうすると、二十二世は前記した勢誉と真誉の二人が存在したことになる。

伊藤祐晃氏は、第九代に舜昌法印を加え、それ以後を一代ずつ繰り下げて、現行世代のごとく調整した際に、この真誉を勢誉と差し換えたと考えた。だが勢誉が知恩院住職であったことは、前記の画像題賛以外にも、

知恩院住持職事、任当住附与之旨、可令存知給者、依

青蓮院准三宮御気色、執達如件、

永正元年八月廿七日

法眼御在判奉

謹呈 勢誉上人御坊

という尊応法親王令旨をたまわり、また知恩院を辞するに当って、その後任に洛中の報恩寺慶誉を懇請した永正七年五月六日付の「知恩院勢誉」書状があるので、勢誉の知恩院二十二世は確実である。そして、勢誉の後は結局、肇誉訓公が継いだ。この肇誉は現行二十四世となっているが、知恩院勢至堂旧鐘銘には「永正十四丁丑年十月二十九日 当院二十三代肇誉書之」とあったから、二十三世が正しい。

こうして現行世代と一代のずれはあるものの、二十一世周誉珠琳——二十二世勢誉愚底——二十三世肇誉訓公と次第する世代譜は、確実な史料に徴することができる。そんな中で、「知恩院廿二代」を称する真誉の存在は、どう理

解すればよいのか。知恩寺蔵『授菩薩戒儀則』の裏書が贋作・誤記でないかぎり、何かの事情で歴代から除外される任職とみなざるを得ない。同様なことが燈誉にもいえるのではなからうか。

法然寺の徳誉光然が知恩院に入ったのは、享祿二年六月のことである。この徳誉は、享祿三年卯月十四日にあげた知恩院勢至堂の棟札に「当院住持二十六代浩蓮社徳誉上人大和尚」と書き、二十六世であった。したがって、本稿の冒頭に引いた「当院住持職事、任当住附与之旨」云々という青蓮院尊鎮法親王令旨をたまわり、知恩院の住持職を継いだ燈誉が二十七世を称するのは、あるいは当然のことと考えられる。しかし、実際のところ燈誉は「一日住持」であったから、徳誉の後をついで天文二十三年九月に知恩院住持となった浩誉①が、満誉尊照の戒脈に「天正十四丙戌仲春廿九日縁会 本山知恩院廿七代伝灯叟浩誉（花押）」と署名し、明らかに燈誉の一代を認めていないのである。

そして文祿四年十月に浩誉の附与をうけた満誉は二十八世たるべく、大和国十市郡香久山の法然寺が「浄土宗寺院由緒書」に「開山知恩院廿五世嘆蓮社保誉上人也、（中略）御本山廿八世満誉僧正法然寺御書御下被遊、則御直末保誉上人御開基之趣、当寺七代安誉玄秀仰被下候、御書在之、以上」と書き上げているのは、古記によったものであろう。ここで確認した二十六世徳誉光然——二十七世浩誉②——二十八世満誉尊照と次第する世代譜の中では、「知恩第廿七世」を称する燈誉の存在を認めていないのである。満誉が慶長十八年九月二十五日にあげた知恩院御廟の棟札に「当院廿九代満誉」と記すのは、みづから知恩院の世代を調整したことを示している。それは、おそらく第九代に舜昌法印を加え、それ以後を一代ずつ繰り下げたためであって、決して「二十二世」真誉もしくは「二十七世」燈誉を正式な歴代に加えての一代繰り下げではない。すなわち、周誉——勢誉——肇誉——超誉——保誉——徳誉——浩誉——満誉と次第する世代譜（伽藍譜）は、満誉以前の当時すでに確定しており、この中に真誉や燈誉を差し込むことを肯んじえない特殊な事情が潜んでいたことを予想せしめるのである。

その特殊な事情とは何であらうか。真誉については別に考えるところとして、燈誉の場合は、①天文十三年正月に法然上

人三百三十三回忌の浄土千部經を執行、②その導師燈誉は知恩院住持職および紫衣被着の青蓮院宮令旨をたまわりますが、③燈誉は一日任職にして一代には非ずとみなす知恩院側の主張、の三点は事実として見ると、そこに隠された事情を探ることは可能だと思われる。キー・ワードは「紫衣」である。

四 知恩院の紫衣

『華頂要略』所収の天文十三年正月二十五日付令旨に立ち帰ろう。知恩院住職の任命は、たとえば前引したごとく勢誉愚底が青蓮院宮尊応法親王の令旨（永正元年八月二十七日付）を奉じた場合と、超誉存牛が後土御門天皇の綸旨（永正十七年十一月十五日付）を奉じた場合との両様があった。これは満誉の時までそうであったと思われるが、ここに満誉は、

勅願所知恩院住持職之事、任浩誉上人附与之旨、被 勅請諗、着紫衣令参 内、宜奉祈 宝祚延長者、依 天氣、執達如件、

文祿四年十月廿二日

右大弁（花押）

満誉上人御坊

という後陽成天皇綸旨^⑤に併せて、

知恩院住持職之事、可令存知給之旨、青蓮院宮二品親王御気色所候也、執達如件、

文祿四年十一月七日

法眼経孝

謹上 満誉上人御坊

という尊朝法親王令旨をも賜っている。このことの意味はともかく、問題の天文十三年の令旨については、勢誉や満誉のそれと比較しても、書式に何ら疑義はない。それを先例に異なる令旨だと『華頂要略』が付記するのは、「可被

着紫衣之由」という文言にあったと考えられる。

それでは、いったい知恩院住持の紫衣被着は何時からであろうか。江戸時代の編修にかかる『総本山知恩院旧記採要録』は超誉の代、大永三年に紫衣を勅許されたと伝えるが、残念ながら確証はない。現存する古文書では文禄四年の後陽成天皇綸旨に「着紫衣令参内、宜奉祈宝祚延長」とあるのが最も早い例であるから、それより少しさかのぼって一代前の浩誉聡補のとき、初めて紫衣が勅許になったと推測される。この時代、宗内で本山の地位をひとあし先に固めていた百万遍知恩寺の場合、天文十三年四月二日、岷翁が後奈良天皇より紫衣被着の綸旨をたまわっており、天文二十二年六月二十五日、岷長がいわゆる紫衣の永宣旨を頂戴している。すなわち紫衣勅許にかぎり、知恩院は百万遍の後塵を拝していたと見るべきであろう。

しかし、知恩院ではどうも勅許を得ずに紫衣を着ていた節がある。『後奈良天皇宸記』天文四年五月一日条に、

知恩院紫衣事、青蓮院へ高倉三位使度々不審之由尋之、青蓮院へハ彼寺肇誉、超誉、寶惠光院当住一誉、トウ誉著之云々、

とある。「トウ誉」は当住と傍注があるので「トク誉」の誤りと考えられるが、要するに天皇は、「知恩院紫衣」のことで、高倉三位を青蓮院に何度もつかわし、「不審」な点を尋ねられたが、知恩院からは肇誉・超誉・保誉・徳誉と四代続いて紫衣を着てきたと青蓮院へ返答したようである。だが、これが正規の勅許をうけたものでなかったことは、天文十三年正月二十八日条（前引）で明らかである。

この日、天皇は法然上人三百三十三回忌に浄土千部経の導師をつとめた燈誉と対面されたことを記した後に、燈誉が紫衣を着ているのは「言語道断曲事」であるから、内心では対面しないでおこうと思っていたところ、知恩院側が「先皇御免之由」を申して当住まで紫衣を着てきたのは「新儀」のことだが、子細もあろうから、まずは「堪忍」し、追って思案したいと述べられている。このように、天文十三年に至るまで、知恩院の紫衣に関して——これを青蓮院宮が容認していたとしても、勅許という観点からは、随分と疑わしかった様子が窺われる。なぜ知恩院は、いわばモ

グリで紫衣を着る必要があったのだろうか。

これより先の大永三年、宗侶がたまわる香衣や上人号の出世綸旨を朝廷に取り次ぐ権限をめぐって、知恩院と百万遍の間で、「浄土一宗の本寺」争いが起きた。青蓮院の尊鎮法親王は知恩院を本寺とすることを奏請されたが認められず、知恩寺をもって本寺たるべきとの宣下であったから、法親王は門跡を辞して高野山へ隠遁された。事態收拾のため、山門は衆議して法親王の還御を奏上し、ついに浄土の本寺は知恩院をもって定める旨の宣下を見て、知恩院の一宗の本寺たる格式が確立したというのが通説である。しかし、これは知恩院側に立つ一方的な見解に過ぎず、百万遍の本寺たる地位が否定されたのではなく、実際は未解決のまま沙汰止みとなったようである。知恩院と百万遍の上争いはなお続き、室町幕府はおおむね百万遍の上位を認めている。

こういった抗争を念頭に置き、憶測をたくましくすれば、宗祖の御忌などの大法要の場にて紫衣を被着することで、知恩院も百万遍も互いに寺格の優越を誇示しようと意図したのではないかと考えられる。ところが、紫衣被着には「勅許」が要る。既述のとおり、百万遍は天文十三年の四月に紫衣の綸旨をたまわっており、これが一朝一夕に成るはずはなく、おそらく前年から猛烈な運動を展開していたに違いない。

知恩院側は、百万遍の動きを察知し、これに対抗するため、紫衣被着の公然化を画策したと思われる。天文十三年が法然上人の遷化された建暦二年から数えて三百三十三年目に相当する好機をとらえ、真宗の本願寺にまで奉加を求めて、大々的に浄土千部経を執行し、もって世間の耳目を集め、その法会の導師には、先皇・後柏原天皇の信任が厚く、しかも和泉地方で教化の実績が豊富な燈誉を登用したのである。この際、知恩院現任の徳誉は、後柏原天皇の燈誉に対する殊遇^⑤を強調し、青蓮院の尊鎮法親王に、千部経導師の燈誉は一日だけの任職であるから、仮に紫衣を着ることを認めてほしいと働きかけ、その令旨を奉じて、知恩院の任職はすなわち紫衣を被着するという一種の既成事実を造るところに、知恩院側の企みがあったものと推測したのである。後奈良天皇が「言語道断曲事」と不快感を露

にしておられるのは、もっともなことであろう。

法要が済んで和泉へ帰り、再び教化活動に挺身した燈誉は、そういう徳誉の目論見を知ってか知らずか、令旨に「知恩院住持職事、任当住附与之旨」云々の文言があつたので、二十六世徳誉の後をついだ任職と意識して、自ら二十七世を称したとしても、誤りでもなく、不遜でもない。また、燈誉を担ぎ上げ、青蓮院に懇望して、あくまで紫衣に拘泥した知恩院の態度は決して褒められたものではないが、当時の知恩院の苦渋に満ちた発展史を思うとき、まさに止むに止まれぬ方途であつて、誰が非難できようか。

おわりに

そもそも知恩院は、天正三年のいわゆる「毀破論旨」^⑤で初めて「当院之事、為浄土一宗之本寺之旨」が承認され、その地位を不動のものとし、慶長・元和年間に中興と仰がれる満誉尊照の代に、徳川家の香華寺院となつて、飛躍的に発展する。寺領の増加、宮門跡の創設、大伽藍の造営に代表される。ついで寛永四年七月の「諸宗出世法度」^⑥において、知恩院だけが宗侶の出世論旨の執奏権を独占するように定められ、論旨執奏の権限をめぐる長年の対抗は無くなり、「浄土一宗の本寺」の地位は、最終的には知恩院だけとなった。この法度で、かつて知恩院に先んじて本寺の地位を確立していた百万遍や浄華院、そして浄華院の羈絆を脱して本寺格を得たばかりの黒谷は、論旨執奏の資格を失い、知恩院より一段低い「小本寺」に位置づけられたのである。こうして知恩院は「絵本山」を標榜するに至るが、ここへの道は遠かつた。

本稿で取り上げた燈誉のような「一日住持」は、宗祖以来の浩瀚な知恩院史の中で、わずか一頁にもならない事件であつたかも知れないが、まったく特異なケースなのであろうか。臨濟宗の五山などでは一夜住持あるいは三日住職といった事例がしばしば存する。これは、「居成」「坐公文」のごとき名目的なものではなく、在住が一日一夜とは

いえ、晋山の儀礼をとる正規の住職で、通常は歴代に教える。一日ないし三日の短命住職が出現するのは、本人の栄誉と寺門経営にメリットがあったからだという。知恩院「二十七世」燈誉は、浄土宗では極めて異例な、世代譜に入られない一日住職ではあったとしても、これを黙殺することなく認め、その役割を正当に評価すべきであろう。

註

- ① 松庵「皇室と浄土宗」『宗教界』十一卷十一号。
- ② 伊藤祐晃「今岡松庵君に質す」『宗教界』十一卷十二号。
- ③ 松庵「伊藤氏へ」『宗教界』十一卷十二号。
- ④ 伊藤祐晃「再び今岡達音君に質す」『中外日報』大正五年一月、『浄土宗史の研究』所収。
- ⑤ 松庵「再び伊藤氏へ」『宗教界』十二卷二号。
- ⑥ 『知恩院史』第四篇「年表」の原稿と推測される林龍淵洞「知恩院年表」（昭和十年五月五日稿、仏教大学蔵、井川定慶氏寄贈）の天文十三年条に、「正月二十五日燈誉七十三歳知恩院住持ノ記録粟田門主伝ニアリ且ツ同院什浄土略名目古版ニ其ノ証アルモ世代に入レザル歟」と記し、同二十一年条に、「知恩院古版浄土略名目跋曰此年八月十五日知恩院廿七世燈誉八十一載開板トス」とある。しかし、いずれも『知恩院史』の「年表」に採用されていない。
- ⑦ 『増上寺史料集』第五〇七巻、『続浄土宗全書』第十八・十九巻の「蓮門精舎旧詞」と同系本。
- ⑧ 浅井法順「反故袋」〔十、知恩院世代留説考〕『宗教界』十二卷十号。以下、知恩院世代に関する史料は主として本論文による。
- ⑨ 前掲注④伊藤論文。
- ⑩ 玉山成元編『大極寺文書』。
- ⑪ 「報恩寺文書」水野恭一郎・中井真孝編『京都浄土宗寺院文書』所収。
- ⑫ 『実隆公記』享祿二年六月二十七日条に「法然寺移住知恩寺之由称之来臨、茶携之相謁之謝遣了」とある。享祿二年の前後、知恩寺の住職は伝誉慶秀であるから、「知恩寺」は「知恩院」の誤りと考えられる。『実隆公記』享祿四年後五月七日条に「安楽光院来臨、御受戒□□云々、法然寺当時知恩院住持参内説申絵伝云々、比興々々」とあり、永正十七年十一月二十日付の超誉上人招待状（『知恩院文書』宝泉院上誉等招請状、前掲『京都浄土宗寺院文書』所収）に署名する「法然寺徳誉」が知恩院へ晋董したのである。
- ⑬ 『殿助往年記』天文二十三年九月条に「同日知恩院住持仁九蓮社被任之云々、十一月三日入院云々」、『御湯殿上日記』天文二十三年十一月六日条に「そうほちおん院へしゆゑんにて、御れいにまいらるゝ、御たいめんあり、十てうの代まい」とある。
- ⑭ 「知恩院文書」文禄四年十月二十二日付後陽成天皇綸旨、前掲『京都浄土宗寺院文書』所収。

⑮ 「信光明寺文書」『新編 岡崎市史 史料 古代中世』所収。

⑯ 「知恩院文書」前掲『京都浄土宗寺院文書』所収。

⑰ 『華頂要略』門主伝二十四。

⑱ 『御湯殿上日記』天文二十三年十月八日条に「そうはかうゑの事申さるゝ、ちよつきよありて、御れいにまいらるゝ、御たいめんあり、十てう、御ころはこの代四百疋まいる」とあり、浩蒼聡補は入院当初は香衣であった。したがって紫衣の勅許は正親町天皇の時と思われる。

⑲ 「知恩寺文書」前掲『京都浄土宗寺院文書』所収。

⑳ 『知恩院史』四八〜五〇頁。

㉑ たとえば玉山成元「室町時代における宮中の浄土教」浄土教思想研究会『浄土教―その伝統と創造―』所収。

㉒ 「知恩寺文書」の天文十九年六月二日付蔭涼軒光治書状、同年八月二十二日付室町幕府奉行人連署奉書、永祿八年六月十七日付蔭涼軒景俊書状など。前掲『京都浄土宗寺院文書』

所収。

㉓ 燈管の詠んだ和歌を後柏原天皇が叙覧になり、合点を付けられた巻物が堺の旭蓮社や春木の西福寺に所蔵されている。

㉔ 「知恩院文書」天正三年九月二十五日付正親町天皇綸旨、同女房奉書、前掲『京都浄土宗寺院文書』所収。

㉕ 拙稿「中世後期・近世初頭の知恩院と京都門中」『仏教化研究』一九号。

㉖ 『本光国師日記』三十七、寛永四年七月十九日条。

㉗ 花園大学の竹貫元勝氏の御教示による。

〔付記〕

本稿の概要は、『中外日報』の昭和五十八年八月五日・八日号に「知恩院『廿七世』燈管は一日住職」と題して発表した。宗教新聞ということで購読者が限定され、また編集者が面白おかしく見出しを付けたために誤解を招くおそれがあり、論文の体裁をとることが許されなかったので、ここに改めて典拠等を明示し、詳論した。